

函 福 管

令和5年(2023年)5月22日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 生活保護廃止台帳の紛失について

(生活支援総務課)

# 生活保護廃止台帳の紛失について

## 1 これまでの主な経過

福祉事務所亀田福祉課において、令和5年4月11日に生活保護受給当時の個人情報記載された生活保護廃止台帳1冊が所定の保管場所がないことに担当職員が気づき、管理職に報告のうえ、支所内を隈なく探したものの発見に至らなかった。

生活保護廃止台帳の保存期間は廃止後5年間と定められていることから、同月中に、本庁および湯川、亀田両支所の生活保護担当課に保管している過去5年分の生活保護廃止台帳の在庫確認を行った結果、生活支援課にて2冊、亀田福祉課にて上記廃止台帳を含め2冊、計4冊の所在が分からない状態が判明した。

なお、他の生活保護台帳については、全件調査を実施し、揃っていることを確認しているほか、当該廃止台帳に関する情報漏洩に伴う被害および第三者からの通報は確認されていない。

また、ご存命の当該生活保護廃止者および扶養義務者に対しては、今後、順次報告および謝罪を行っていく。

## 2 紛失した書類

生活保護受給当時の生活保護の申請から決定までの関係書類および訪問記録や収入申告書等の各種書類 4世帯分

## 3 紛失の原因等

今般の生活保護廃止台帳の紛失については、年度替わりに伴い生活保護廃止台帳を執務室の保管庫から書庫へ移動した際に紛失した可能性や、職務上の理由により書庫から生活保護廃止台帳を持ち出したまま返却せずに誤って廃棄した可能性なども含め様々検証したものの、現時点では原因を特定することができていない。

しかしながら、生活保護台帳は、多くの個人情報編纂されていることから、生活保護廃止後であっても厳重に保管・管理すべきところを、生活保護廃止台帳を書庫へ移動した後の在庫確認や、書庫からやむを得ずに生活保護廃止台帳を持ち出す際や返却する際の確認体制に不備があったものと考えている。

## 4 再発防止と今後の対応

生活保護廃止台帳の管理方法について、廃止台帳の管理責任者を新たに定め、執務室内の保管庫および書庫における生活保護廃止台帳の定期的な在庫確認や、職務上やむを得ず保管庫や書庫から持ち出す際や返却する際の手続き等について厳格に取り扱うこととし、本庁および湯川、亀田両支所の全生活保護担当職員に対し、文書ならびに口頭にて周知徹底を行うとともに、個人情報管理にかかる資質向上を図るため、今後、職員研修を実施するなど、再発防止に努めていく。